

平成24年11月吉日

会員各位

社団法人松山市シルバー人材センター

任意の傷害保険加入について（ご案内）

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から安全・適正就業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にご案内のように、会員の皆様がセンターから提供された仕事に就業する際に、センターや発注者とは雇用関係がなく労働関係法規の適用はございません。従って、就業中や就業先との往復の事故などにより傷害を被った場合は、労災保険の適用となりませんが、センターでは、皆様が安心して就業できるようにセンター経費にて団体傷害保険に加入いたしております。

しかしながら、万一の場合に、より確かな補償を得られますよう、任意での傷害保険加入をご案内するものでございます。

この保険は、就業中及び就業先との往復途上中の事故によるケガで入院や通院をした場合、約款で定められた金額が日数に応じてセンターが加入している保険に合算して支払われるものです。

つきましては、この機会に任意傷害保険の趣旨をご理解いただきまして、一人でも多くの会員の皆様に加入して頂ければ幸いに存じます。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 保険の概要 | 裏面『任意傷害保険の概要』を参照 |
| 2 加入方法 | 同封の『払込取扱票』に必要事項を記入して、直接、郵便局にて保険料を納入してください。 |
| 3 払込取扱票記入事項 | 会員番号、氏名、フリガナ、生年月日 |
| 4 保険料 | 2,400円/年（平成24年12月1日～平成25年12月1日） |
| 4 払込期限 | 11月22日（木）まで（期限厳守） |

* なお、11月22日以降にお申込みされる場合（中途加入）は、期間により保険料・締切日等が異なりますので、事務局へ払込取扱票を取りに来て頂くようお願いいたします。保険料額については、裏面「6. 中途加入の場合の保険料表」をご参照ください。

任意傷害保険の概要

1. 保険が適用される範囲

(ア)	センターの提供した仕事の就業中
(イ)	センターの主催する研修会・講習会に出席中
(ウ)	センターの総会・理事会に出席中
(エ)	(ア)～(ウ)の場所と会員の住居との間の通常経路往復

2. 補償内容（センターが加入している傷害保険に上乗せされる保険金額）

(ア) 死亡保険金	420万円
(イ) 後遺障害保険金	420万円以内
(ウ) 入院保険金	2,000円（日額）（180日限度）
(エ) 通院保険金	1,000円（日額）（90日限度）

※今年度より補償内容の変更を実施しております。

※後遺障害保険金は、1～7級に該当した場合のみ支払対象となります。

3. 保険料

年払い保険料 2,400円（中途加入の場合、申込月により保険料額が異なります。）

4. 保険期間

平成24年12月1日午後4時から平成25年12月1日午後4時まで

5. 備考

(1) 傷害保険及び賠償保険は、故意又は重大な過失がある場合には、適用されません。

(2) 就業中又は途上におけるケガや事故発生時には、速やかに事務局へ連絡してください。

6. 中途加入の場合の保険料表

○保険料の払込日が毎月22日までの場合 ⇒ 翌月1日から保険開始！

（22日が土日祝祭日の場合は翌営業日）

○保険終期はすべて平成25年12月1日午後4時まで

保険料払込日	保険開始日	保険料
平成24年11月1日～平成24年11月22日	平成24年12月1日	2,400円
平成24年11月23日～平成24年12月24日	平成25年1月1日	2,200円
平成24年12月25日～平成25年1月22日	平成25年2月1日	2,000円
平成25年1月23日～平成25年2月22日	平成25年3月1日	1,800円
平成25年2月23日～平成25年3月22日	平成25年4月1日	1,600円
平成25年3月23日～平成25年4月22日	平成25年5月1日	1,400円
平成25年4月23日～平成25年5月22日	平成25年6月1日	1,200円
平成25年5月23日～平成25年6月24日	平成25年7月1日	1,000円
平成25年6月25日～平成25年7月22日	平成25年8月1日	800円
平成25年7月23日～平成25年8月22日	平成25年9月1日	600円
平成25年8月23日～平成25年9月23日	平成25年10月1日	400円
平成25年9月24日～平成25年10月22日	平成25年11月1日	200円

